

# 足寄町国民保護計画

【資料編】

平成30年 3月

足 寄 町

## 沿 革

平成19年 3月 足寄町国民保護計画【資料編】 作成

平成24年 3月 変更

平成30年 3月 変更

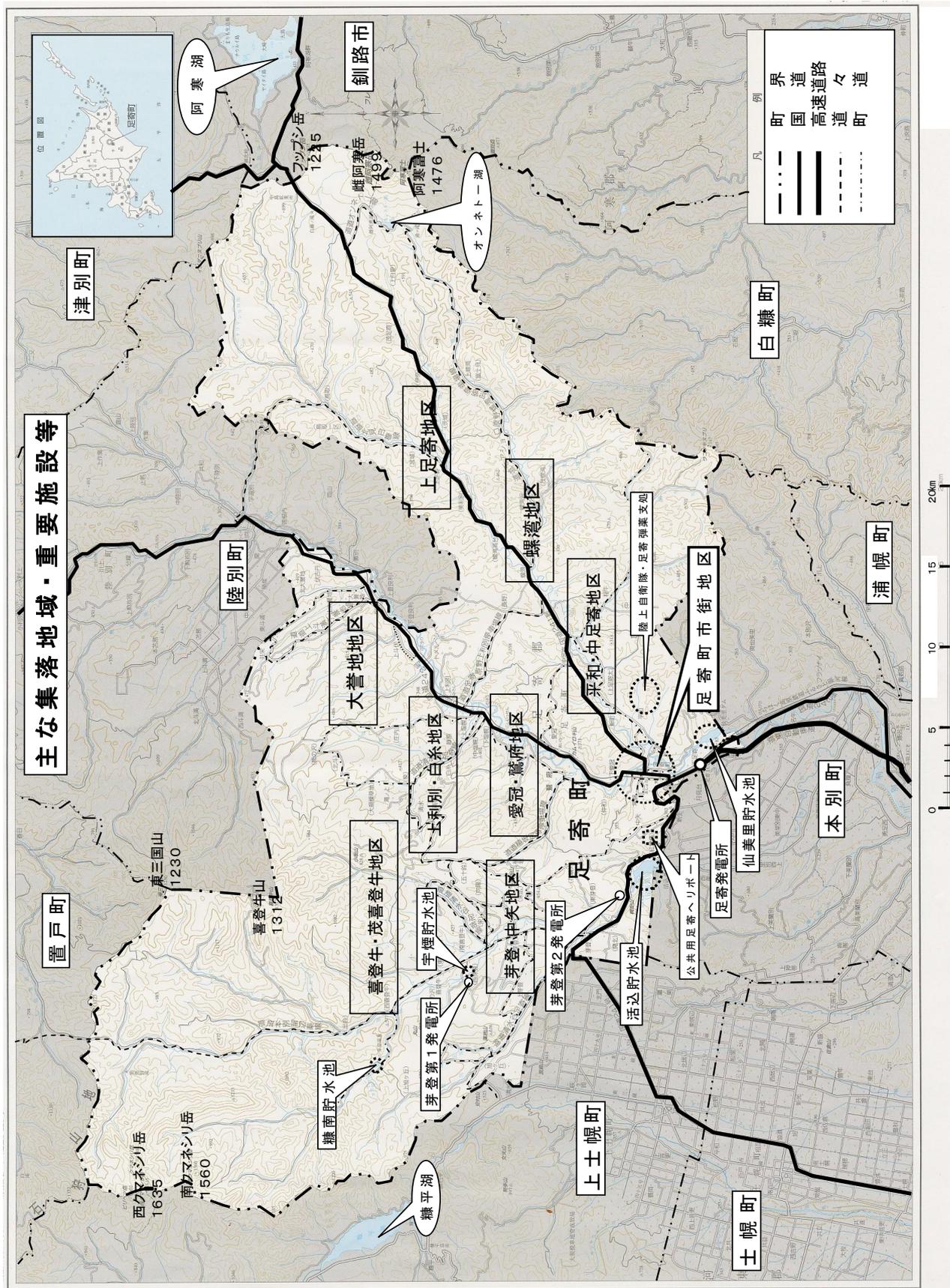
# 目 次

1	足寄町図・主な幹線道路図	1
2	主な集落地域・重要施設等	2
3	足寄町の気候	3
4	足寄町の人口	4
5	足寄町国民保護協議会の構成	5
6	関係機関の連絡先	
	(1) 主要関係機関	6
	(2) その他の機関	8
	(3) 近接市町	8
	(4) 足寄町の公共施設等	9
7	足寄町国民保護対策本部及び足寄町緊急対処事態対策本部条例	10
8	足寄町国民保護協議会条例	11
9	足寄町国民保護協議会運営規程	12
10	足寄町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	13
11	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の 安全の確保に関する法律(通称：武力攻撃事態対処法・抜粋)	23
12	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (通称：国民保護法・抜粋)	24
13	各種様式	
	(1) 武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の 照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令関係様式	
	① 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)【様式第1号】	34
	② 安否情報収集様式(死亡住民)【様式第2号】	35
	③ 安否情報報告書【様式第3号】	37
	④ 安否情報照会書【様式第4号】	38
	⑤ 安否情報回答書【様式第5号】	39
	(2) 被災情報の報告様式(知事への報告様式)	40





2 主な集落地域・重要施設等



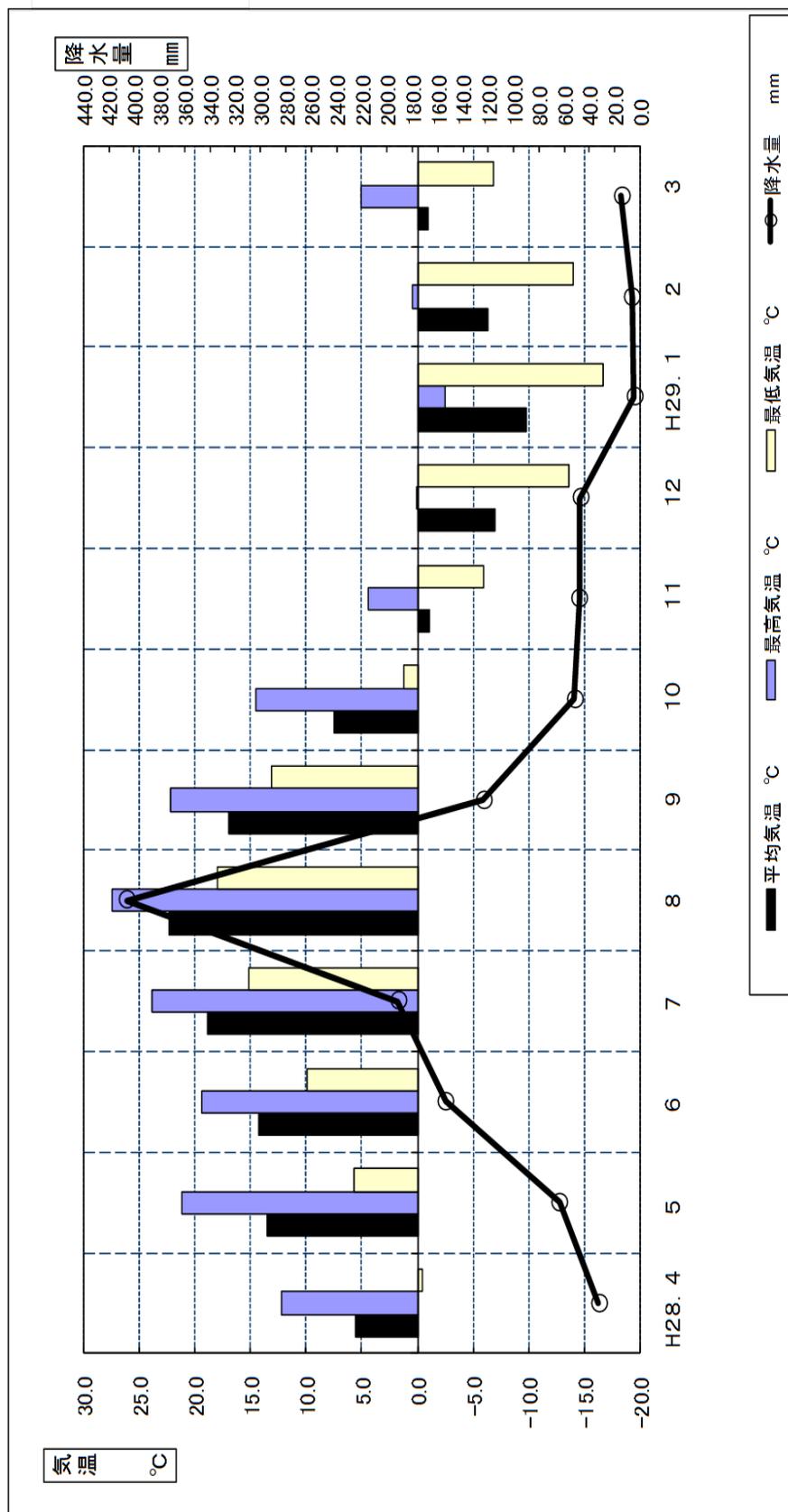
### 3 足寄町の気候

## 足寄町の気候

(気象庁統計情報による)

【月別気温・降水量の状況】

	H28.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H29.1	2	3
平均気温 °C	5.6	13.5	14.2	18.8	22.3	16.9	7.5	-1.1	-7.0	-9.8	-6.3	-1.0
最高気温 °C	12.2	21.2	19.4	23.9	27.4	22.2	14.5	4.4	0.1	-2.5	0.4	5.0
最低気温 °C	-0.5	5.7	9.9	15.2	17.9	13.1	1.2	-5.9	-13.6	-16.7	-14.0	-6.8
降水量 mm	33.0	64.0	154.0	191.5	406.0	124.0	52.0	48.0	47.5	5.0	6.5	15.0



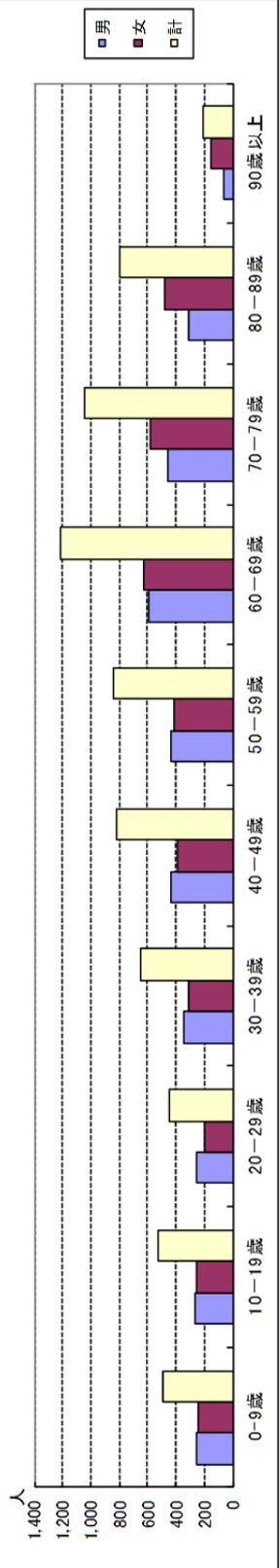
4 足寄町の人口

足 寄 町 の 人 口

(足寄町住民基本台帳による。平成29年3月31日現在)

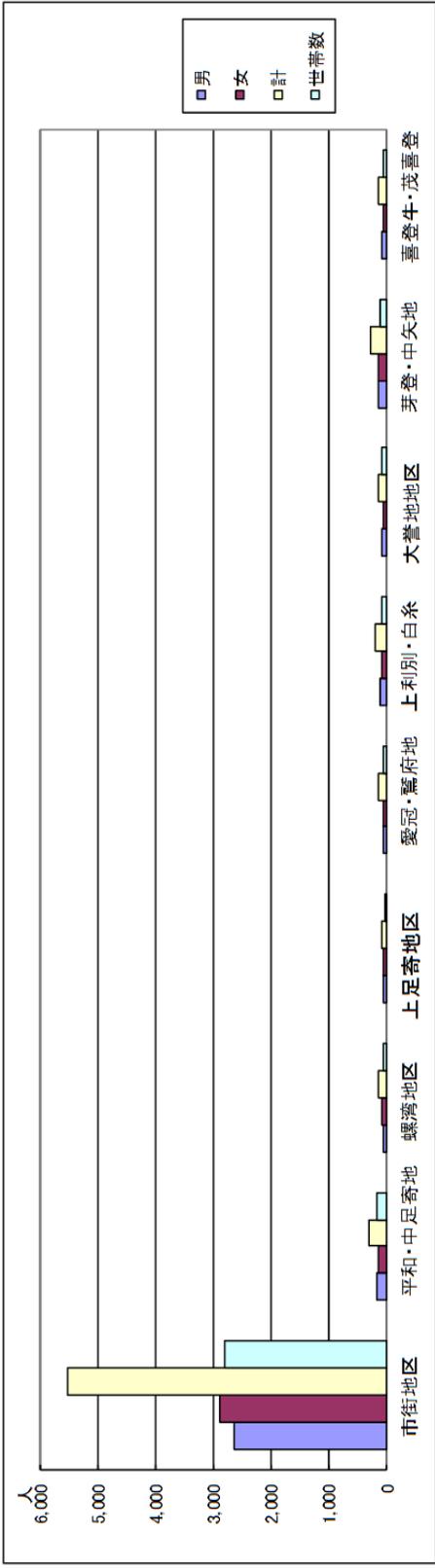
【年齢別人口構成】

年齢	0-9歳	10-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80-89歳	90歳以上	合計
男	253	267	252	345	432	432	590	457	316	60	3,404
女	239	255	198	306	385	409	623	582	478	148	3,623
計	492	522	450	651	817	841	1,213	1,039	794	208	7,027
構成率	7.0%	7.4%	6.4%	9.3%	11.6%	12.0%	17.3%	14.8%	11.3%	3.0%	100.0%



【地区別人口構成】

地区	市街地区	平和・中足寄地区	螺湾地区	上足寄地区	委冠・霧府地区	上利別・白糸地区	大菅地区	芽登・中矢地区	喜登牛・茂喜登地区	合計
男	2,648	159	73	48	69	105	76	144	82	3,404
女	2,890	148	79	49	73	101	73	136	74	3,623
計	5,538	307	152	97	142	206	149	280	156	7,027
構成率	78.8%	4.4%	2.2%	1.4%	2.0%	2.9%	2.1%	4.0%	2.2%	100.0%
世帯数	2,814	177	59	36	59	98	79	117	57	3,496



5 足寄町国民保護協議会の構成



6 関係機関の連絡先

【主要関係機関】

名 称	担当部署	国民保護協議会委員	所 在 地	電話番号	FAX番号	備 考 (メールアドレス等)
指定行政機関・指定地方行政機関						
北海道開発局帯広開発建設部	防災対策官		帯広市西4条南8丁目	0155-24-4121	0155-24-4176	ob-bousai@hkd.mlit.go.jp
北海道開発局帯広開発建設部 足寄道路事務所		委員	足寄町栄町1丁目	0156-25-2601	0156-25-5998	
北海道農政事務所帯広地域拠点		委員	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	0155-24-2401	0155-28-2428	
北海道森林管理局 十勝東部森林管理署		委員	足寄町北3条2丁目3番地1	0156-25-3161	0156-25-3164	
気象庁：釧路地方气象台	防災業務課		釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎9F	0154-31-5146	0154-31-5147	
気象庁：帯広測候所			帯広市東4条南9丁目2番地1	0155-24-4555	0155-26-3517	
北海道						
北海道	総務部 危機対策局		札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111 内線 22-581 直通204-5014	011-231-4314	somu.kikisanji1@pref.hokkaido.lg.jp
北海道十勝総合振興局	地域創生部 地域政策課	委員	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023	0155-22-0185	
北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	企画総務部 企画調整室		帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8713	0155-23-6737	obihirodoboku.kikaku1@pref.hokkaido.lg.jp
北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部足寄出張所		委員	足寄町下愛冠3丁目6番地2	0156-25-3154	0156-25-3262	
北海道十勝総合振興局 保健環境部	保健福祉室保健福祉 企画課		帯広市東3条南3丁目	0155-27-8634	0155-25-0864	obihoki.kikaku@pref.hokkaido.lg.jp
北海道十勝総合振興局 保健環境部本別地域保健支所	主査 (調整)	委員	本別町北1丁目4番地39	0156-22-2108	0156-22-2352	
北海道十勝総合振興局 十勝農政改良普及センター 十勝東部支所			足寄町南3条4丁目5番地5	0156-25-4326	0156-25-4690	
北海道十勝総合振興局 森林足寄事務所			足寄町南3条4丁目5番地5	0156-25-3510	0156-25-3513	
足寄高等学校	事務室		足寄町里見が丘5番地11	0156-25-2269	0156-25-2269	ashoro-z4@hokkaido-c.ed.jp
北海道立足寄少年自然の家 ナイバル足寄			足寄町常盤3番地	0156-25-6111	0156-25-6112	
北海道警察						
北海道警察釧路方面 本別警察署	警備係	委員	本別町北1丁目4番地20	0156-22-0110	0156-22-4139	
陸上自衛隊						
陸上自衛隊第5旅団第5特科隊	第3科	委員	帯広市南町南7線31番地	0155-48-5121 (内線3231)	0155-48-5121 (内線3231)	5fafliir-5b@inet.gsdf.mod.go.jp

名 称	担当部署	国民保護 協議会委員	所 在 地	電話番号	FAX番号	備 考 (メールアドレス等)
陸上自衛隊帯広地方協力本部	本部長		帯広市西14条南14丁目	0155-23-2485	0155-23-5882	hq1-obihiro@pco.mod.go.jp
陸上自衛隊 足寄分屯地	司令		足寄町平和173番地	0156-25-5811 (内線 210)	0156-25-5811 (内線 213)	
指定公共機関						
株NTT東日本-北海道	災害対策室	委員	札幌市中央区北1条西4丁目	011-212-4466	011-222-9254	nttsaitai@hokkaido.east.ntt.co.jp
株NTT東日本-北海道 北海道東支店	総括担当		帯広市東3条南12丁目2番地 N T T 帯広東ビル	0155-23-8920	0155-28-2145	
北海道電力株帯広支店	企画総務グループ	委員	帯広市西5条南7丁目2番地1	0155-24-6037 (要休日24-5(6))	0155-22-6529 (要休日24-5(26))	obihiro-soumu@epmail.hepco.co.jp
電源開発株上士幌電力所		委員	上士幌町上士幌東2線228-3	01564-2-4101	01564-2-4105	
十勝医師会		委員	帯広市西5条南2丁目11番地	0155-28-2898	0155-28-2879	tkch-doc@oregano.ocn.ne.jp
足寄郵便局		委員	足寄町北1条4丁目43番地2	0156-25-2360	0156-25-4867	
大嘗地郵便局			足寄町大嘗地本町20番地61	0156-28-2141	0156-28-2122	
上利別郵便局			足寄町上利別本町41番地	0156-29-8161	0156-29-8112	daihyo-92033@hkdjapanpost.jp
芽登郵便局			足寄町芽登本町240	0156-26-2141	0156-26-2133	
螺湾郵便局			足寄町螺湾本町34番地	0156-29-7161	0156-29-7025	
東日本高速道路株北海道支社	帯広管理事務所		音更町字音更西2線7番地3	0155-42-8151	0155-42-3134	
十勝バス株式会社			帯広市西23条北1丁目1番地1	0155-37-6500	0155-37-6585	
北海道拓殖バス株式会社	業務部運行課		音更町字然別北5線西37番地	0155-31-8811	0155-31-8822	info@takubus.com
消防						
とから広域消防局		委員	足寄町北1条4丁目52番地	0156-25-2619	0156-25-5888	ashisho@town.ashoro.hokkaido.jp
足寄消防署						
足寄消防団	消防課	委員	足寄町北1条4丁目52番地	0156-25-2619	0156-25-5888	

【その他の機関】

名称	担当部署	国民保護協議会委員	所在地	電話番号	FAX番号	備考（メールアドレス等）
国立大学法人九州大学： 北海道演習林 十勝農業共済組合 北部事業所	北海道演習林係		足寄町北5条1丁目85番地	0156-25-2608	0156-25-3050	hsomufor@mbox.nc.kyushu-u.ac.jp
足寄町農業協同組合	総務部管理課		足寄町愛冠14番地20	0156-29-8800	0156-29-8804	
足寄町商工会			足寄町南3条1丁目18番地	0156-25-2131	0156-25-5432	info@ja-asyo.nokyoren.or.jp
足寄町森林組合	総務課		足寄町南1条3丁目20番地	0156-25-2236	0156-25-4007	sashoro@rose.ocn.ne.jp
我妻病院			足寄町下愛冠4丁目33番地13	0156-25-2616	0156-25-3555	soumuka@asisin.com
しんどう医院			足寄町南5条3丁目	0156-25-5050	0156-25-5450	azuma10@silver.plala.or.jp
足寄ファミリー歯科			足寄町北1条3丁目6番地	0156-25-2558	0156-25-2558	
中原歯科			足寄町南4条3丁目	0156-28-0009	0156-28-0009	
あしよる歯科			足寄町南6条1丁目	0156-25-9188	0156-25-9189	
ケアハウス銀河の里あしよる (株)あしよる農産公社			足寄町南3条4丁目14番地4	0156-25-6777	0156-25-6777	
NP0法人 あしよる観光協会			足寄町新町2番地10	0156-25-9888	0156-25-5562	道の駅・足寄湖
北海道新聞社：本別支局			足寄町中矢673番地4	0156-25-3901	0156-25-3929	道の駅・あしよる銀河ホール21 info@ashoro-kanko.jp
十勝毎日新聞社本別支局			足寄町北1条1丁目3番地	0156-25-6131	0156-25-6132	
			本別町北3丁目5番地21-4	0156-22-2257	0156-22-3874	
			本別町南2丁目	0156-22-2618	0156-22-4657	

【近接市町】

名称	担当部署	国民保護協議会委員	所在地	電話番号	FAX番号	備考（メールアドレス等）
陸別町	総務課		陸別町字陸別東1条3丁目	0156-27-2141	0156-27-2797	jyuichi@rikubetsu.jp
本別町	総務課庶務担当		本別町北2丁目4番地1	0156-22-2141 内線206	0156-22-3237	soumuk@town.honbetsu.hokkaido.jp
上士幌町	総務課		上士幌町字上士幌東3線238番地	01564-2-2111 内線227	01564-2-4637	soumuka@town.kamishihoro.hokkaido.jp
置戸町	総務課総務係		置戸町字置戸181番地	0157-52-3311 内線211	0157-52-3353	soumuk@town.oketo.hokkaido.jp

名	称	担当部署	国民保護協議会委員	所在地	電話番号	FAX番号	備考 (メールアドレス等)
津別町		総務課庶務係		津別町字幸町41番地	0152-76-2151	0152-76-2976	tubetu02@cronos.ocn.ne.jp
白糠町		企画総務部総務課		白糠町西1条南1丁目1番地1	01547-2-2171 内線222	01547-2-4659	siranuka@hokkai.or.jp
釧路市		総務部総務課		釧路市黒金町7丁目5番地	0154-23-5151	0154-23-5180	ku110104@city.kushiro.hokkaido.jp

### 【足寄町の公共施設等】

名	称	担当部署	国民保護協議会委員	所在地	電話番号	FAX番号	備考 (メールアドレス等)
足寄町国民健康保険病院			委員	足寄町南2条3丁目1番地	0156-25-2155	0156-25-2158	
足寄町教育委員会			委員	足寄町南1条5丁目3番地	0156-25-3188	0156-25-5909	
足寄町総合体育館		教育委員会		足寄町里見が丘7番地1	0156-25-3191	0156-25-3408	
足寄町動物化石博物館		教育委員会		足寄町郊南1丁目29番地25	0156-25-9100	0156-25-9101	指定管理者:NPO法人あしよろの化石と自然 staff@museum.ashoro.hokkaido.jp
足寄中学校		教育委員会		足寄町里見が丘4番地4	0156-25-2679	0156-25-5964	
足寄小学校		教育委員会		足寄町南6条3丁目1番地	0156-25-2114	0156-25-4904	ashishou@educf01.plala.or.jp
芽登小学校		教育委員会		足寄町芽登本町196番地	0156-26-2102	0156-26-2213	
大嘗地小学校		教育委員会		足寄町大嘗地本町7番地5	0156-28-2232	0156-28-2137	
螺湾小学校		教育委員会		足寄町螺湾本町65番地5	0156-29-7122	0156-29-7409	rawansho@sirius.ocm.ne.jp
あしよろ子どもセンター		福祉課		足寄町北3条1丁目5番地1	0156-25-2574	0156-25-4482	
足寄町車両センター		建設課		足寄町旭町5丁目63番地	0156-25-5420	0156-25-5449	
足寄町大規模草地		経済課		足寄町白糸146番地	0156-29-8241	01562-29-8242	指定管理者:足寄町農業協同組合 daikibosouchi@town.ashoro.hokkaido.jp
足寄町立特別養護老人ホーム デイサービスセンター		福祉課		足寄町西町9丁目2番地31	0156-25-3355	0156-25-3723	
足寄町下水終末処理場		建設課		足寄町共栄町120番地5	0156-25-9070	0156-25-9071	
あしよろ銀河ホール21		総務課		足寄町北1条1丁目3番地	0156-25-5030		※観光協会 25-6131
旧足寄ヘリポート		総務課		足寄町中矢198番地	0156-25-5522		※管理人不在

## 7 足寄町国民保護対策本部及び足寄町緊急対処事態対策本部条例

平成18年6月13日  
条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、足寄町国民保護対策本部及び足寄町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、足寄町国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下、「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、足寄町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 8 足寄町国民保護協議会条例

平成 18 年 6 月 13 日  
条 例 第 4 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、足寄町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、27 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了した時は、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会長への委任)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 9 足寄町国民保護協議会運営規程

平成18年10月24日  
訓令第9号

(趣旨)

第1条 足寄町国民保護協議会条例(平成18年足寄町条例第45号)第7条の規定により、足寄町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(招集)

第2条 協議会を招集する時は、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して協議会の招集を求めることができる。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(議事)

第4条 協議会は、委員(代理者を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員の異動報告)

第5条 委員に異動があったときは、当該委員又はその後任者は、直ちに、当該後任者の職名、氏名、異動年月日その他必要な事項を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務課企画財政室において処理する。

附 則

この規程は、平成18年10月24日から施行する。

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 特殊標章の交付等
- 第 3 章 身分証明書の交付等
- 第 4 章 保管及び返納
- 第 5 章 濫用の禁止等
- 第 6 章 雑則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、足寄町の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第 3 条 町長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 16 条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 町の職員（池北三町行政事務組合（以下「消防組合」という。）の管理者の所轄の消防団長及び消防団員、消防組合の消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(2) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(3) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続き)

第 4 条 町長は、前条第 1 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式 1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、

特殊標章等を作成して交付する。

## 第2章 特殊標章の交付等

### (腕章及び帽章の交付)

第5条 町長は、第3条第1号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 町長は、第3条第1号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

### (旗及び車両章の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

### (訓練における使用)

第7条 町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

### (特殊標章の特例交付)

第8条 町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、町長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

### (特殊標章の再交付)

第9条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

## 第3章 身分証明書の交付等

### (身分証明書の交付)

第10条 町長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 町長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、町長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続きは、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### 第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置にかかる職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

## 第6章 雑則

(雑則)

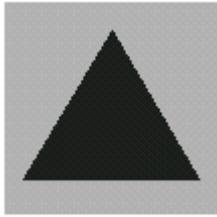
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 足寄町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課企画財政室が行うものとする。

附 則

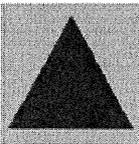
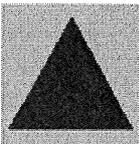
この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

別紙(第2条関係)

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>① オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：足寄町 1)</p>
帽 章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図(第2条関係)

表面

	足寄町長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
.....		
交付等の年月日/Date of issue .....		
証明書番号/No. of card .....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or Information :		
血液型/Blood type .....		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

## 特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

足寄町長

様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章の交付を以下のとおり申請します。

氏名:(漢字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) _____年 ____月 ____日	
申請者の連絡先 住所:〒 _____ _____ 電話番号: _____ E-mail: _____		写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身長: _____ cm      眼の色: _____ 頭髪の色: _____      血液型: _____ (RH因子 _____)		
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____ _____		
(許可権者使用欄) 資格: _____ 証明書番号: _____      交付等の年月日: _____ 有効期間の満了日: _____ 返納日: _____		







11 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の  
安全の確保に関する法律（通称：武力攻撃事態対処法・抜粹）

（平成15年6月13日法律第79号）

最近改正 平成27年9月30日法律第76号

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

（国と地方公共団体との役割分担）

第七条 武力攻撃事態等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態等における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。

（国民の協力）

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

## 12 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(通称：国民保護法・抜粋)

(平成16年6月18日法律第112号)

最近改正 平成27年9月30日法律第76号

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
  - 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
  - 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
  - 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
  - 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- 2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。
  - 3 市町村の区域内の公共的団体は、対処基本方針が定められたときは、市町村の長その他の執行機関（以下「市町村長等」という。）が実施する国民の保護のための措置に協力するよう努めるものとする。
  - 4 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。
  - 5 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第十一条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第十七条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、国民の保護のための措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求）

第十八条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

2 第十二条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

（事務の委託の手続の特例）

第十九条 市町村は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長

等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等（地方公共団体の長その他の執行機関をいう。以下同じ。）にこれを管理し、及び執行させることができる。

（自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等）

第二十条 市町村長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第十五条第一項の規定による要請を行うよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡することができる。この場合において、防衛大臣は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

（都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第二十七条 第二十五条第二項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）及び市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置しなければならない。

3 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織）

第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長（以下「都道府県対策本部長」という。）又は市町村国民保護対策本部長（以下「市町村対策本部長」という。）とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

5 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

6 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。

8 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する

る計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあつて当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

(条例への委任)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定するもののほか、都道府県対策本部又は市町村対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(市町村の国民の保護に関する計画)

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときには、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、

市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

- 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
  - 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。
- 3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

#### （市町村協議会の組織）

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
  - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
  - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
  - 四 当該市町村の助役
  - 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
  - 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
  - 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### （避難実施要領）

- 第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。
- 2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
  - 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項
- 3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。
- 4 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する場合について準用する。

（市町村長による避難住民の誘導等）

第六十二条 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

- 2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。）又は長は、当該消防組合を組織する市町村の長が前項の規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。
- 3 前二項の場合において、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。
- 4 第二項の場合において、当該消防組合を組織する市町村の長は、当該市町村の避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、当該消防組合の管理者又は長に対し、当該消防組合の消防長又は消防団長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めることができる。
- 5 前三項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。）又は長」とあり、前項中「消防組合の管理者又は長」とあるのは「委託を受けた地方公共団体の長」と、第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委託した市町村」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「当該委託を受けた地方公共団体の消防長」と読み替えるものとする。
- 6 市町村長は、避難住民を誘導するときは、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村長との協議等)

第六十四条 第六十二条第一項の場合において、警察官等が避難住民を誘導しようとするときは、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（次項及び第三項において「警察署長等」という。）は、あらかじめ関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住民を誘導しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 3 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住民を誘導している場合において、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(病院等の施設の管理者の責務)

第六十五条 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは、当該避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。
- 3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(発見者の通報義務等)

第九十八条 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官（次項及び第四項において「消防吏員等」という。）に通報しなければならない。

- 2 消防吏員等は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、その旨を市町村長に通報しなければならない。
- 3 市町村長は、前二項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- 4 消防吏員等は、第一項の規定による通報を受けた場合において、その旨を市町村長に通報することができないときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。
- 5 前二項の規定による通知又は通報を受けた都道府県知事は、必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、速やかに、その旨を関係機関に通知しなければならない。

(市町村長の退避の指示等)

- 第百十二条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避（屋内への退避を含む。第四項において同じ。）をすべき旨を指示することができる。
- 2 前項の規定による指示（以下この条において「退避の指示」という。）をする場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その退避先を指示することができる。
  - 3 市町村長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
  - 4 市町村長は、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
  - 5 第一項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、自ら退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項前段の規定を準用する。
  - 6 都道府県知事は、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
  - 7 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項の規定を準用する。
  - 8 第一項及び第二項の規定は、市町村長その他第一項に規定する市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第六項の規定を準用する。
  - 9 第三項及び第四項の規定は、市町村長が前二項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(応急公用負担等)

- 第百十三条 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村

の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- 2 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下この項及び次項において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、第一項及び前項前段の規定による措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- 4 災害対策基本法第六十四条第三項から第六項までの規定は、第二項後段及び前項後段の場合について準用する。この場合において、同条第三項、第四項及び第六項中「市町村長」とあるのは「市町村長又は都道府県知事」と、同項中「市町村に」とあるのは「市町村又は都道府県に」と読み替えるものとする。
- 5 災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき」とあるのは「都道府県知事による同項に規定する措置を待つかまがないと認めるとき」と、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項及び第九項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と、同項及び同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。

#### （警戒区域の設定）

第百十四条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項に規定する措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- 3 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する措置を講ずることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 4 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

(消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力)

第百十五条 市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官等は、当該市町村又は都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村又は都道府県の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、市町村長その他同項に規定する者は、その要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(市町村の実施する緊急対処保護措置)

第百七十八条 市町村長は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

- 2 市町村の委員会及び委員は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。
- 3 第十六条第三項から第五項までの規定は、市町村長等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針」とあるのは「緊急処理事態対処方針」と、同条第五項中「第十一条第四項」とあるのは「第一百七十七条第三項において準用する第十一条第四項」と読み替えるものとする。

13 各種様式

- (1) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令関係様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（            年    月    日    時    分）

① 氏名		
② フリガナ		
③ 出生の年月日	M・T・S・H	年 月 日
④ 男女の別	男	・ 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）		
⑥ 国籍	日 本	・ その他（            ）
⑦ その他個人を識別する情報		
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷	・ 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況		
⑩ 現在の居所		
⑪ 連絡先その他必要情報		
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する  同意しない	
備考		

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	M・T・S・H 年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 ・ その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

## <記入要領>

(様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。  
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。  
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。  
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。  
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。  
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。



様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申請者 住所（居所） _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍	日本  その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(2) 被災情報の報告様式 (知事への報告様式)

【被災情報の報告様式】

平成 年 月 日に発生した による被害(第 報)

平成 年 月 日( ):午前・午後 時 分

北海道足寄郡足寄町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 足寄郡足寄町

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害の状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者		全壊(棟)	半壊(棟)	
			重症(人)	軽症(人)			

※ 可能な場合、死者について、死亡者の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	死亡年月日	性別	年齢	概況
		男・女		
		男・女		
		男・女		